

銚子市男女共同参画計画（第4次）策定方針

1 銚子市男女共同参画計画の経過

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、平成20年3月に初めて計画を策定。以降男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできた。

《基本理念》 一人ひとりが人として尊重され、
その個性と能力を發揮できる社会の形成

第1次計画期間 平成20年度～24年度 5年間

第2次計画期間 平成25年度～29年度 5年間

第3次計画期間 平成30年度～34年度 5年間

2 計画見直しの考え方

(1) 計画の期間

計画の期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(2) 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づく基本計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく推進計画

3 市民意向の反映

(1) 計画推進委員会

計画推進委員会を開催し、市民及び各団体推薦の委員等に意見を求める。

(2) 市民意識の把握

- ・市民意識調査（新型コロナウイルスの感染拡大による市民生活への影響を調査する市民意識調査令和3年度に実施済）
- ・アンケート調査を子育て世代等を対象に行い、市民ニーズを的確に把握する。

(3) パブリックコメント

計画案について、広報やホームページなどで広く情報提供を行いながら、市民の意見・提言を計画に反映させる。

4 スケジュール

別紙のとおり

銚子市男女共同参画計画(第4次)策定スケジュール

組織名	推進本部	専門部会	推進委員	担当	
メンバー	市長を除く 庁議メンバー	各課室等から推薦された者 を推進本部長が指名	公募委員2名 団体等からの推薦委員9名 その他(地域推進員)3名	企画課企画室政策推進班	
5月	第1回会議 ・策定方針等確認(5/30)			第1回推進本部会議の開催	
6月	職員向け研修会(6/27)	職員向け研修会(6/27)	第1回推進委員会(6/21) ・意識調査結果及びスケジュール	第1回推進委員会の開催 職員向け研修会の実施【千葉県アドバイザー派遣事業】	
7月				DV計画策定について、子育て支援課と協議実施	
8月		随時施策ごとに調整			
9月		↓	第2回推進委員会 ・基本的な考え方、体系、施策等		↓ 意見集約(アンケートの実施) ・保育所利用者(保護者) ・市内企業・農業等従事者等 ・その他
10月				施策調査(各課)	
11月				市内事業者向け研修会の実施(11/7) (女性職員・人事担当者等) 【千葉県アドバイザー派遣事業】	
12月			第3回推進委員会 ・計画素案	素案照会(各課)	
1月				パブリックコメント	
2月	第2回会議 ・計画最終案確認		第4回推進委員会 ・計画最終案		
3月				計画策定(決裁/印刷)	